

社会福祉法人神和会 役員等報酬規程

社会福祉法人神和会
規程第22号

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人神和会定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等への報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、社会福祉法人神和会役員等費用弁償規程に従い、費用を弁償する。但し、施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。

(規程の準用)

第4条 評議員選任・解任委員についても、本規程を準用する。

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。